

令和8年度仙台市スポーツ施設の指定管理者募集要項に関する質問・回答

No.	施設名	ページ	項目番号等	質問	回答
1	共通	-	IV-6 面接の実施	・面接の日程、説明時間、質問時間、資料投影可否、配布資料可否について、ご教示ください。 ※難しければ前回公募時の情報でも可。 ・文化観光協指定管理者選定委員会の委員の氏名及び役職名をご開示願います。	面接の詳細については応募団体に別途連絡いたします。 また、「仙台市局区指定管理者選定委員会の設置及び運営に関する要綱」第4条第8項に基づき、会議は非公開とされていることから、委員については回答いたしかねます。
2	共通	-	V-3 申請書類	「提出書類の規格」について、角2サイズの封筒に入らない場合の提出方法をご教示ください。	角2サイズの封筒に入らない場合は、角1サイズの封筒など、より大きいサイズの封筒へ入れてご提出いただいても構いません。
3	共通	-	V-3 申請書類	(1) 申請書等① 指定管理者指定申請書(様式1) グループで申請する場合は、代表団体が申請者となります。 と記載がございますが、申請団体名称はグループ名、申請団体所在地は代表団体の本社所在地でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、申請団体所在地については、グループとして設置している事務所がある場合は、そちらの所在地をご記入ください。
4	共通	-	V-3 申請書類	(2) ④の財産目録について、当社は株式会社のため、会社法に基づき、作成義務のない財産目録の作成を行っておりません。この場合、理由書を提出の上、提出不要の理解でよろしいでしょうか。	財産目録を作成していない場合は提出の必要はございません。また、理由書の提出も不要です。 財産目録以外の、直近3ヶ年間の財務諸表又はこれに類する書類をご提出ください。
5	共通	-	V-3-(2)⑤ 団体の就業規則、給与規程その他これに類する書類	「団体の就業規則、給与規程その他」について、雇用形態により規則内容が異なる為、すべてを提出する場合、書類量が膨大になる可能性がございます。必要提出内容を改めて、ご教示ください。また、No.2の質問にも関わりますが、仮に全ての提出が必要な場合の提出方法をご教示下さい。	雇用形態に関わらず、全てご提出ください。 なお、角2サイズの封筒に入らない場合は、角1サイズの封筒など、より大きいサイズの封筒へ入れてご提出いただいても構いません。
6	共通	-	V-4-(3) 申請に際しての留意事項	「ページ番号を入れ」と記載がございますが、指定場所はありますでしょうか。	ページ下部に記載してください。
7	共通	-	V-4-(14) 申請に際しての留意事項	「(14) 申請書類は、仙台市情報公開条例(平成12 年仙台市条例第80号第2条第2号に定める公文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合があります。」と記載がございますが、公開書類、箇所については指定管理者と事前に協議のうえ公開という認識でよろしいでしょうか。	開示請求があった場合は、個人情報等の不開示情報を除き開示請求に係る公文書を開示することとされておりますので、開示する書類や箇所についての協議はいたしません。
8	共通	-	V-6-(3) 審査における評価等	②要素点の評価方法について、配点(各項目において+3、0、-3の3段階か、細かく設定があるのか、ある場合は基準のご開示)、グループで応募の場合の採点方法をご教示ください。	グループ申請の場合は、代表団体及び構成団体それぞれの状況に応じて評価し、その配点は3段階ではなく、3点から-3点の範囲で評価いたします。 なお、配点の基準についてはお答えいたしかねます。
9	共通	-	V-6-(4)⑤ 安定した運営管理の能力	ア施設経営能力の項目の中に記載のある「グループでの申請の場合は、構成団体の経営安定性が審査対象」とあり、また、イ施設の運営管理の経験実績の仲に記載のある「グループでの申請の場合は、構成団体としての経験が審査対象」とありますが、代表団体は本項目では審査対象にならないという理解でよろしいでしょうか。	代表団体も審査対象となります。
10	共通	-	V-7-(1) 開館・開場時間及び休館・休場日	・今後の大規模修繕による休館予定はございますでしょうか。ある場合、予定なので収支計画書へ見込む必要は無いという理解でよろしいでしょうか。 ・現時点で条例と異なる休館日、開館時間があればお教えください。	今回公募する施設のうち鉤取球場については、令和10年度に大規模改修工事による休館が生じる見込みです。ただし、工期が確定していないため、指定管理料の提案にあたっては、休館がないものとして提案していただきます。休館期間中の指定管理料の取扱いについては、工事の工期等が確定次第、仙台市と指定管理者の間で協議を実施し、その協議結果に基づき年度ごとに精算いたします。
11	共通	-	V-7-(1) 開館・開場時間及び休館・休場日	募集要項 7.管理基準 施設の休館が長期にわたる場合には、指定管理料の精算が発生する場合があるとの記載がございますが具体的内容をご教示願います。	地震などの災害発生による休館を想定しています。

No.	施設名	ページ	項目番号等	質問	回答
12	共通	-	V-10-(3) 指定管理料スライド制度	2年目以降のスライド制度対象人件費については、賃金水準の変動を見込まずに積算することとされています。 この場合、申請時点の給料表を基礎とし、申請団体の給与規程等に基づく定期昇給（号俸の昇昇）及び人員配置計画上あらかじめ予定する昇任・昇格に伴う給与、賞与及び社会保険料等の増加については、各年度の対象経費計画額に反映してよいでしょうか。 また、将来の給料表改定やベースアップによる増額については収支計画には見込まず、指定管理料スライド制度により対応するとの理解でよいでしょうか。	ご認識のとおり、定期昇給（号俸上昇）やあらかじめ予定されている昇任・昇格に伴う給与、賞与及び法定福利費の増加については、各年度の対象経費計画額に見込んで差し支えありません。 一方、将来の給料表改定やベースアップ等による賃金水準の変動については、指定管理料スライド制度による対応を基本とします。
13	共通	-	V-10-(3) 指定管理料スライド制度	別記2「指定管理料スライド制度に係る特記事項」では、2年目以降のスライド額について、対象年度の前年度に計算し、協議の上で改定額を決定することとされています。 例えば、令和10年度分については、令和9年度中にスライド額を確定し、令和10年度の年度協定における指定管理料に反映され、令和10年度当初から改定後の指定管理料が適用されるとの理解でよいでしょうか。 また、スライド額の計算及び協議について、予定している時期をご教示ください。	お見込みのとおりです。 なお、スライド額を算出し、指定管理者へ通知する時期については、前年度の秋頃（9月～12月頃）を予定しております。
14	共通	-	V-10-(3) 指定管理料スライド制度	スライド制度対象となる委託業務（清掃、警備、設備保守等）について、複数年度契約とする場合には、仕様書又は契約書に価格改定条項を設け、毎年度、賃金水準・物価の変動を踏まえて委託料を改定する必要がありますでしょうか。 その場合、仙台市のスライド制度と同じ適用指標、計算式及び±1%の基準を個々の委託契約にも用いる必要があるでしょうか。	指定管理料スライド制度対象となる委託業務について、複数年度契約の場合に価格改定条項を設けることは望ましいと考えますが、必須ではありません。また、仙台市の指定管理料スライド制度における基準を、個々の委託契約に適用することまでは求めません。
15	共通	-	V-10-(3) 指定管理料スライド制度	「燃料費及び光熱水費等を始め、国内外の経済動向を踏まえ十分に検討」と記載がございますが、「スライド制度対象経費計画額一覧」には人件費と委託費の欄のみで、「スライド制度対象経費計画額については、指定期間2年目以降の賃金水準・物価の変動を見込まずに積算してください。」と記載がございます。 上記を踏まえると、スライド制度対象経費計画額一覧に記載の人件費、委託費は5年間同額で、左記以外の水光熱費・燃料等の各種支出項目については、上昇することを考慮して作成可能という認識でよろしいでしょうか。	光熱水費・燃料費など、対象経費に含まれていない経費については物価の変動等を踏まえた積算としてください。なお、対象経費については、別記2「指定管理料スライド制度に係る特記事項」をご確認ください。 また、No. 12に記載のとおり、対象経費についても必ずしも5年間同額とする必要はございません。
16	共通	-	V-7-(12)①	募集要項 モニタリング及び評価に関する事項について 「指定管理は利用者アンケート及びセルフモニタリングを実施」とございますが、利用者アンケート及びモニタリングの年間実施回数など貴市が定める基準はございますか、ご教示願います。	利用者アンケート及びセルフモニタリングについては、仙台市からの依頼に基づき、年に一度実施していただきます。その他、各指定管理者で独自に実施するものについては、基準等の定めはございませんので、必要に応じて適宜実施してください。
17	共通	-	V-8-(4) 委託業務	委託業務の施設使用料の徴収事務、収納事務及び還付事務について、別途委託なので、収支計画書に見込む必要はないという理解でよろしいでしょうか。	収支計画書において計上する必要はございません。
18	共通	-	V-8-(5) 指定管理者交代に伴う業務	「準備業務に要する費用については、選定された団体が負担」するとは、次期指定管理者分の人件費や交通費という認識でよろしいでしょうか。	人件費や交通費のほか、物品の搬入に係る費用などもご負担いただきます。
19	共通	-	V-8-(7) スポーツ行政等に対する協力業務	①～⑥の各業務の仕様や現指定期間の具体的な取組み実績をご教示ください。	本市のスポーツ施設全体に係る調整やイベント・スポーツ施策に係る広報、本市や地域団体が主催するスポーツイベントへの協力といった業務について、随時ご対応いたします。 例えば、例年開催しているイベント「マイタウンスポーツデー」では、スポーツ施設の無料開放にご協力いただいております。
20	共通	-	様式4	申請書類について、募集要項では「全て押印は不要」とされていますが、様式4「事業計画書」の申請団体欄には「代表者氏名 印」と記載されています。 様式4についても押印は不要との理解でよいでしょうか。 また、押印不要の場合、「印」の文字は削除して提出して差し支えないでしょうか。	仙台市体育館等と中田温水プールの様式4について、誤って押印箇所を設けておりましたが、申請書類は全て押印不要です。よって、「印」の文字は削除していただいて構いません。 なお、押印した申請書類の提出を妨げるものではありません。

No.	施設名	ページ	項目番号等	質問	回答
21	共通	-	様式4	・事業計画書について、限られた枚数での記載となるため、右上の「受付番号」「様式4」、最下段の「仙台市使用欄」は削除したうえで、記載事項(例：応募理由及び応募にあたってアピールしたい点)がわかるよう、指定ページ数内で作成するという事でよろしいでしょうか。 ・様式内に記載されている、各種別紙はページ数に含まないという理解でよろしいでしょうか。	「受付番号」「様式4」「仙台市使用欄」については削除しないでください。なお、余白を調整していただくことは構いません。 また、各項目ごとに「※○ページの範囲で記載願います。」とページ数を指定しておりますが、このページ数に別紙は含まれません。(なお、ページ下部に入れていただくページ番号は、別紙も含めた事業計画書全体の通し番号としてください。)
22	共通		様式4	・「⑪自主事業に関する事」のスポーツクラブの育成について、「スポーツクラブ」の定義をお教えてください。 ・スポーツ指導者講習会の現指定期間の実績(内容・受講料・回数)をお教えてください。	スポーツクラブとは、地域のスポーツ少年団や学区民体育振興会、総合型地域スポーツクラブなど、地域住民が主体となって活動している団体のことを想定しています。 また、スポーツ指導者講習会については、本市政情報センターに配架している指定管理者との年度協定書に計画が記載されておりますので、そちらを参考にしてください。
23	共通	-	様式4	「別紙⑮人員配置計画詳細」は現指定管理者ではない場合は、確定できない事項があるため、予定という前提の記載でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	共通	-	様式4	「⑮施設の運営管理の実績実績」は別紙のみの記載となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	仙台市体育館 鉤取球場 茂庭庭球場	2	Ⅱ-5 業務引継ぎ	仙台市茂庭庭球場について、令和9年度からの指定管理開始にあたり、業務引継ぎを行う相手方をご教示ください。	仙台市スポーツ振興課から業務引継ぎを行います。
26	仙台市体育館 鉤取球場 茂庭庭球場	9～10	V-6-(3)③ 実績評価点	実績評価点について、「仙台市体育館及び仙台市鉤取球場の現指定管理者が再度応募した場合に当該団体に対して適用する」とされ、配点は「+30～-30」とされています。 この実績評価点は、仙台市体育館及び仙台市鉤取球場について、それぞれの施設ごと（現指定管理者ごと）個別に最大30点の範囲で評価するのでしょうか。それとも、両施設合わせて最大30点の範囲で評価するのでしょうか。 また、後者の場合、各施設の実績評価点の配分方法についてもご教示ください。	実績評価点を、対象施設における利用者数の実績に応じて按分した点数が適用されます。 具体的には、仙台市体育館の現指定管理者が再度応募した場合は9割、鉤取球場の現指定管理者が再度応募した場合は1割の範囲での評価となります。
27	仙台市体育館 鉤取球場 茂庭庭球場	41, 55	別紙2-4-1「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」 3(22)中央監視装置及び自動制御設備保守点検業務	「中央監視装置及び自動制御設備保守点検」について、別紙2-4「施設及び設備等の維持保全に関する業務」では「定期自主点検 1回/年」とされていますが、別紙2-4-1では、同業務について「メーカーが推奨する総合定期保守点検を行う」とされています。 指定管理者が実施すべき保守点検の内容は、「定期自主点検」と「メーカーが推奨する総合定期保守点検」のどちらを想定しておりますでしょうか。 また、メーカーが推奨する総合定期保守点検を実施する場合、仙台市において積算上の参考としている保守料又は参考見積額等がある場合は、併せてご教示ください。	定期自主点検を想定しております。
28	仙台市体育館 鉤取球場 茂庭庭球場	42, 60	別紙2-4-1「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」 4(5)プール床暖房装置	「プール床暖房装置保守点検業務」が記載されていますが、大規模改修工事後における当該設備の設置状況をご教示ください。併せて、当該設備が廃止される場合は、保守点検業務の対象外となるとの理解でよろしいでしょうか。	大規模改修後はプール床暖房設備の設置はございません。よって、保守点検の対象外となります。
29	仙台市体育館 鉤取球場 茂庭庭球場	45～63	別紙2-4-1「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」	各種保守点検業務の対象設備について、メーカー、型式、仕様等が空欄となっている箇所があります。委託費の積算及び参考見積の取得に必要となるため、現時点で確定しているメーカー、型式、仕様等をご教示ください。	3設備保守点検業務(15)(17)BHW-1 給湯暖房機：昭和鉄工(株)CVM-10003MA-3 加熱能力1163.0kW 同上 B-2 : 加熱能力172.1kW 4プール設備(2)WF-1 砂ろ過循環装置：処理能力90.0m ³ /h ポンプ仕様1,000L/min x 20m 同上 PHW-1 ろ過循環ポンプ：片吸込渦巻ポンプ 600L/min x 15m 同上 PHW-2 ろ過循環ポンプ：ラインポンプ 80L/min x 20m
30	仙台市体育館 鉤取球場 茂庭庭球場	60	別紙2-4-1「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」 4(2)ろ過装置他保守点検業務	大規模改修工事に伴いろ材を交換しているため、次回交換は2036年を予定されており、点検結果等により予定より早くろ材交換が必要となった場合は、別途協議の上交換を実施するとありますが、その交換費用（ろ過機内のケレン・塗装等を含む）についても、仙台市と指定管理者が別途協議の上、費用負担を決定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	施設名	ページ	項目番号等	質問	回答
31	仙台市体育館 鉤取球場 茂庭庭球場	107	別紙2-8「その他の留意事項」 (鉤取球場) 1(2)その他	別紙2-8「その他の留意事項」(鉤取球場)において、「外野部分の芝の管理を適切に行うこと」とされておりますが、この外野芝部分を活用し、ニュースポーツ等の自主事業を実施することは可能でしょうか。 実施可能な場合、使用可能な種目又は範囲、芝生保護、安全管理その他実施にあたっての条件があればご教示ください。	自主事業の実施をご提案いただくことは構いません。 ただし、自主事業の実施にあたっては別途本市との協議が必要となりますので、指定管理者の候補者として選定された場合であっても、選定をもって応募に際して作成した事業計画を担保するものではありません。
32	仙台市体育館 鉤取球場 茂庭庭球場	-	参考資料1「スポーツ施設利用者数」	参考資料に記載されている利用者数について、次の年度は他年度と比較して大きく増加しています。今後の利用者数目標等を検討するにあたり、増加した主な要因をご教示ください。 ・茂庭庭球場：令和7年度 ・鉤取球場：令和6年度 大会・イベント等の一時的な利用増によるものか、通常利用の増加によるものかについても、併せてご教示ください。	本市が主催するイベント「マイタウンスポーツデー」における利用者数の集計方法が、年度で異なっていたことに起因するものであり、実際の利用者数に大幅な増減はございません。
33	秋保体育館 長袋グラウンド 馬場グラウンド	54	別紙2-5「配置する人数に関する要件詳細」	前回公募時より配置人員の変更が発生しておりますが、その理由についてご教示下さい。	現指定管理者の管理運営状況を踏まえ、緊急時の迅速な対応や利用者満足度向上のため、夜間の時間帯について増員が必要と判断したものです。
34	秋保体育館 長袋グラウンド 馬場グラウンド	61	別紙2-8「その他の留意事項」	小ホール内に「移動が可能な運動器具」や軽運動グッズを設置することで「簡易運動スペース」として自主事業をおこなうことは可能でしょうか。	自主事業の実施をご提案いただくことは構いません。 ただし、自主事業の実施にあたっては別途本市との協議が必要となりますので、指定管理者の候補者として選定された場合であっても、選定をもって応募に際して作成した事業計画を担保するものではありません。
35	秋保体育館 長袋グラウンド 馬場グラウンド	61	別紙2-8「その他の留意事項」	長袋グラウンド駐車場の一部を秋保中学校又は秋保小学校の来校者等用として使用する場合について、学校利用とグラウンド利用が重複する場合の調整、学校及び利用団体への連絡、駐車場の管理並びに事故等が発生した場合の責任分担について、指定管理者に求められる対応をご教示ください。	利用が重複し駐車場が不足する場合の学校や利用団体との調整・連絡及び駐車場の管理については、指定管理者の対応範囲となります。 また、事故発生時の対応については、個々のケースに応じた対応が必要となりますので、スポーツ振興課へご連絡ください。
36	秋保体育館 長袋グラウンド 馬場グラウンド	61	別紙2-8「その他の留意事項」	秋保地区等で高病原性鳥インフルエンザが発生し、秋保体育館を防疫作業従事者の集合施設として使用する場合について、指定管理者に求められる具体的な業務内容をご教示ください。 また、施設の清掃・消毒、廃棄物処理等に要する費用及び施設使用に伴う損傷等が生じた場合の費用負担について、どのような取扱いとなるのでしょうか。	主な業務として、場所（体育館、小ホール、駐車場等）及び通信機器等（電話・FAX・コピー機）の提供のほか、施設利用申込者への対応業務（使用料の還付等）を想定しております。 また、廃棄物の処理等に要する費用や施設に損傷が生じた場合の修繕費用については、宮城県の実負担となります。
37	秋保体育館 長袋グラウンド 馬場グラウンド	-	参考資料8「指定管理業務等の収支」	収入項目のその他収入はどういった性質の収入になりますでしょうか。具体例とともにご教示下さい。	「その他収入」は、指定管理料収入や自主事業収入などの通常の事業収入とは異なり、法人がこれまでに確保していた資金等を当年度の事業に充てたものです。 具体的には、賞与引当金の取崩しや法人の自主財源を計上しています。
38	秋保体育館 長袋グラウンド 馬場グラウンド	-	参考資料8「指定管理業務等の収支」	支出項目のその他はどういった性質の支出になりますでしょうか。具体例とともにご教示下さい。	共催するスポーツイベントの負担金や自主財源による公益目的事業の実施によるものです。
39	秋保体育館 長袋グラウンド 馬場グラウンド	-	-	施設全体を通じて、周辺環境から鳥獣による施設設備被害なども予測されますが、運営上必要となる鳥獣対策物品は貴市よりご提供いただけるものもごございますでしょうか。	現在、熊撃退スプレーや熊除けホーン等の物品を各施設へ配布しておりますが、今後、物品の追加・補充が必要な場合は、原則、指定管理者の負担にてご対応ください。
40	秋保体育館 長袋グラウンド 馬場グラウンド	-	-	前回公募時には、別紙3「指定管理者業務に付随するその他の業務」として、秋保体育館における行政財産目的外使用許可を受けた者が負担する光熱水費用の立替え、地域コミュニティ事業・地域スポーツ事業等への協力及び地域スポーツ活動の活性化に関する業務が定められていました。 今回の募集要項では別紙3が確認できませんが、これらの業務は今回削除されたとの理解でよいでしょうか。引き続き実施が必要な業務がある場合は、その対象及び内容をご教示ください。	行政財産目的外使用許可を受けた者が負担する光熱水費用の立替えについては、募集要項14ページに記載しております。 また、地域コミュニティ事業・地域スポーツ事業への協力業務については、募集要項26ページに記載している「地域スポーツ活動の推進に関する業務」に含まれるものとして、ご対応をお願いいたします。

No.	施設名	ページ	項目番号等	質問	回答
41	中田温水プール	16	V-10-(7) 施設の料金について	大規模改修後から現在までに発生した設備別の故障、不具合、警報及び修繕履歴について、発生日、原因、対応内容、費用負担者及び再発の有無が分かる資料をご提示ください。	本市政情報センターに指定管理者の事業報告書を配架しておりますので、そちらをご確認ください。
42	中田温水プール	16	V-10-(7) 施設の料金について	大規模改修工事により更新された各設備について、施工業者又はメーカーの保証期間、保証対象及び保証終了日をご教示ください。また、保証期間内の不具合、施工上の瑕疵又は改修工事に起因する不具合が発生した場合の、市、施工業者及び指定管理者の役割分担と費用負担をご教示ください。	原則、施工上の瑕疵や改修工事に起因する不具合に関わる保証期間は、引き渡し後（令和7年3月1日～）1年間となっており、この期間中については施工業者側の費用負担となります。なお、現在は、この保証期間外となっております。
43	中田温水プール	16	V-10-(7) 施設の料金について	②利用料金の額は、条例及び規則に定める基準額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めます。 ④市長が定める基準に該当する場合は、利用料金を減免してください。 について、以下について、ご教示願います。 ・条例と現在の料金設定と異なる設定の有無。ある場合の条例との相違点。 ・現在の減免基準、減免実績（プール・トレーニング室の各居室の①R3～R7年度の金額、②減免理由）	・条例で定める利用料金の上限額は、現行の条例で定める使用料の額と同額となります。 ・現在の減免基準は「仙台市スポーツ施設使用料減免要領（以下、減免要領）」をご確認ください。 ・減免実績については以下のとおりです。 令和4年度 プール：4,239,420円、トレーニング室：392,240円 令和5年度 プール：2,215,590円、トレーニング室：207,600円 令和6年度 プール：285,960円、トレーニング室：27,240円 令和7年度 プール：4,831,250円、トレーニング室：577,680円 なお、上記の減免理由は、いずれも減免要領第2条第1項(1)クに基づく利用、当該利用に係る付添人、元気はつらつチャレンジカードによる利用及び市主催事業によるものです。
44	中田温水プール	16	V-10-(7)②	募集要項 施設の料金について 利用料金額について市長の承認を受けて指定管理者が定めるとございますが、回数券やトワイライトパスなどの扱いも変更となる認識でよろしいでしょうか、ご教示願います。	回数券及びトワイライト・パスは、下記の取り扱いとする予定です。 ・対象施設及び料金については変更しない。 ・利用料金制の施設において回数券またはトワイライト・パスを販売した場合、その売上収入は指定管理者に帰属する。利用料金制を導入している施設以外の施設で販売した場合、その売上収入は仙台市に帰属する。 ・回数券またはトワイライト・パスによる施設利用があった場合でも、本市から利用料金収入相当額の補填は行わない。
45	中田温水プール	16	V-10-(7)⑤	「⑤現指定管理者が令和9年度の使用について許可した際に現指定管理者が収受した使用料は、使用料収入として仙台市に帰属します。令和9年度から令和13年度までの指定管理者が令和14年度の使用について許可した場合に収受した利用料金は、令和14年度からの指定管理者の収入となります」について、以下についてご教示願います。 ・本施設は個人利用以外の使用（専用利用等）がございましたでしょうか。ある場合、専用利用のR3～R7の実績（利用目的、利用日時、使用料実績等） ・回数券、他施設と共通利用ができる利用区分（トワイライト、はつらつチャレンジ等）の精算方法（指定期間を跨ぐ場合の対応方法・収入帰属の考え方）	・専用使用については「仙台市スポーツ施設温水プール管理運営要領」に定めるとおり、一部（指定管理者による自主事業の実施に伴う専用使用など）を除き認めておりません。指定管理者の自主事業による専用使用の実績については以下のとおりです。 【専用使用（指定管理者が自主事業実施に伴い本市へ支払った施設使用料）】 令和3年：3,007,130円 令和4年：4,357,830円 令和5年：2,269,320円 令和6年：221,250円 令和7年：4,085,600円 ※なお、利用日時については詳細を持ち合わせておりません。 ・回数券及びトワイライト・パスについてはNo.44に記載のとおりです。
46	中田温水プール	16	V-10-(7) 施設の料金について	令和3年度から令和7年度までの使用料収入の実績について、以下をご教示願います。 ・記載金額は現指定期間の自主事業の施設使用料は含みますでしょうか、含む場合、施設使用料とその他使用料の各年度の内訳 ・施設使用料の内訳（都度使用料、回数券、トワイライトパス、はつらつチャレンジ等）	自主事業による施設使用料を含みます。なお、施設使用料収入の内訳については別紙①のとおりです。
47	中田温水プール	16	V-10-(7) 施設の料金について	他施設と共通利用ができる利用区分（トワイライト、はつらつチャレンジ等）の収入帰属の考え方、精算方法等をご教示願います。	回数券及びトワイライト・パスについてはNo.44に記載のとおりです。 また、杜の都せんだい元気はつらつチャレンジカードについて、利用料金制導入による対象施設の変更予定はありません。なお、杜の都せんだい元気はつらつチャレンジカードによる無料での施設利用があった場合でも、本市から利用料金収入相当額の補填はいたしません。
48	中田温水プール	16	V-10-(8) 自主事業等について	利用料金制への移行に伴い、自主事業に関する施設使用料に関しては不要になったという理解でよろしいでしょうか。また、考え方の基本となる条例や規則があればご教示下さい。	施設使用料についてはお見込みのとおりです。 なお、仙台市議会令和8年第2回定例会において、仙台市スポーツ施設条例の一部を改正する条例が可決され、令和9年4月1日から施行されます。今回の条例改正は、中田温水プール等に利用料金制を導入することに伴う改正となっておりますので、参考としてください。仙台市スポーツ施設条例については、本市ホームページの仙台市例規のページから閲覧可能となっております。
49	中田温水プール	16	V-10-(8)①	募集要項 自主事業等について 自主事業実施計画にあたり、イベントなどのチラン作成や折込みチランなども事前に申請が必要でしょうか、また、告知宣伝等で貴市が定める条件などがございましたらご教示願います。	自主事業としてのイベント等の実施が本市との協議を経て承認された場合、別途チラン配布について協議いただく必要はございません。

No.	施設名	ページ	項目番号等	質問	回答
50	中田温水プール	16	V-10-(8) 自主事業等について	・「指定管理業務等に派生し施設利用者の利便に供する業務」と「自主事業」について、現指定管理者が実施した、教室、物販、レンタル、イベント収入は上記どちらの科目に計上しているか教えてください。収支計画書はそれに倣って作成すればよろしいでしょうか。科目を判断する基準があれば教えてください。	教室・イベント収入は自主事業収入に、物販・レンタル収入は指定管理業務派生業務収入にそれぞれ計上し、収支計画書を作成してください。 派生業務とは、管理業務に派生し施設利用者の利便に供する業務のことで、施設を利用する際に必要となるスポーツ用品の販売やレンタルなどが挙げられます。 なお、自主事業・派生業務の具体例については、本市政情報センターに配架している指定管理者の事業計画書や事業報告書も参考にしてください。
51	中田温水プール	16	V-10-(8) 自主事業等について	・飲料等の自動販売機は設置可能でしょうか。設置可能な場合、指定管理業務等に派生し施設利用者の利便に供する業務」と「自主事業」のどちらに計上すればよろしいでしょうか。 ・自販機、物販について、行政財産目的外使用料は不要という認識でよろしいでしょうか。 ・自主事業の教室実施するための施設利用料は不要という認識でよろしいでしょうか。	設置している自動販売機は、市が公募（一般競争入札）し、最も高い貸付料率を提示した自動販売機設置事業者との賃貸借付契約等により設置しているものです。自動販売機の設置台数は、市が設置環境、利用者からの要望、収入状況など鑑みて決定します。また、ロビーに売場を設け、物販をする場合については、売場占有面積、使用日数に応じた行政財産目的外使用料を仙台市に負担の上で、行政財産目的外使用料として許可します。プール室、トレーニング室にて自主事業の教室を実施する場合は、利用料金制への移行に伴い、施設利用料を仙台市に負担する必要はございません。
52	中田温水プール	16	V-10-(8) 自主事業等について	・現指定期間の教室事業の実績（現指定期間の各教室の開催回数・参加人数・参加費・教室開催費用等） ・現指定期間の自動販売機、物販、レンタルの項目毎の収入実績をお教えてください。 ・トレーニング室の運動教室エリアの設置は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	・教室事業の実績については、本市政情報センターに指定管理者の事業報告書を配架しておりますので、そちらをご確認ください。 ・物販、レンタルの項目毎の収入実績については、現指定管理者の競争的地位を害するおそれがあるため、回答いたしかねます。 ・自動販売機（ロビー設置）の収入（令和7年度売上）実績は、約47万円です。 ・トレーニング室内への運動教室エリアの設置は必須ではございません。
53	中田温水プール	17	V-11 事業の継続が困難となった場合の措置及びリスクへの対応等	不可抗力について、コロナウイルス等の感染症や地震、台風等の災害を含むという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	中田温水プール	25	別紙2「指定管理業務等仕様書」 I-3 地域スポーツ活動の推進に関する業務	現指定期間の実績（取組み内容、費用等）をご教示願います。	募集要項14ページのスポーツ行政等に対する協力業務とも重複しますが、本市が仙台市マイタウンスポーツ活動推進協議会、各区マイタウンスポーツ協会等と共に主催している「マイタウンスポーツデー」への協力が挙げられます。
55	中田温水プール	26	別紙2「指定管理業務等仕様書」 I-6 その他	・P31にも記載がありますが、予約システムを管理するためのPCや付属機器、メールアドレス、通信回線の準備は貴市が準備するという認識でよろしいでしょうか。印刷用紙などの消耗品も貴市負担でよろしいでしょうか。 ※P31記載事項 （3）仙台市市民利用施設予約システム職員用端末関係機器（ディスプレイ・パソコン本体・プリンタ及び周辺機器を含む。テーブル・椅子等は含まない。）も使用可能です。	現行の仙台市市民利用施設予約システム利用に係る端末（PC）、プリンター及び周辺機器、システム利用に必要なアカウント並びに通信回線については、当市において準備いたします。 なお、印刷用紙等の消耗品については、各指定管理者においてご準備いただきます。
56	中田温水プール	27	別紙2「指定管理業務等仕様書」 II-1 施設の公共性確保について	「利用者のニーズ及び現在の一般利用者の利用状況を踏まえて、適切に自主事業を実施すること。」と記載がありますが、教室を行う際の施設予約の優先順位は、国、県、市の優先予約の次が指定管理者という認識でよろしいでしょうか。 指定管理者より優先順位が高い団体が予約について、現指定期間、毎年度定期的に入っている予約があれば、日付、曜日、日数、内容等お教えてください。	施設の専用使用許可の手続きについては、「仙台市スポーツ施設条例施行規則」及び「仙台市スポーツ施設温水プール管理運営要領」に定めるところです。自主事業による専用使用の承認を受けた後に本市の事業等で施設の専用使用が必要となった場合は、ご調整をお願いする場合がございます。 なお、現指定管理期間において、指定管理者が実施する自主事業以外での専用使用の実績はございません。
57	中田温水プール	27	別紙2「指定管理業務等仕様書」 II-2-(3) 配置する職員が行う業務時間の要件	現在の本施設の配置状況（時期別・居室別・時間帯別）をご教示願います。	現指定管理者の競争的地位を害するおそれがあるため、人員配置状況については回答いたしかねます。
58	中田温水プール	28	別紙2「指定管理業務等仕様書」 II-2-(6) 業務を実施する際に必要な資格等について	「① 個別の業務に関して、法令等により資格が定められている場合のほか、温水プールの監視業務に従事させる職員には、次のいずれかの資格を有していることを要件とする。」「オ その他上記資格と同等と仙台市が認める資格」として、 「日本スポーツ施設協会のスポーツ救急員（認定プロバイダー）」が「ウ日本赤十字社が認定する水上安全法救助員又は救急法救急員」と同等となりますので、その理解でよろしいでしょうか。	今回の公募にあたっては、日本スポーツ施設協会のスポーツ救急員（認定プロバイダー）を、「オ その他上記資格と同等と仙台市が認める資格」に該当するものとはしておりません。

No.	施設名	ページ	項目番号等	質問	回答
59	中田温水プール	28	別紙2「指定管理業務等仕様書」 Ⅱ-2-(6) 業務を実施する際に必要な資格等について	温水プールおよびトレーニング室の業務に従事させる職員への資格要件に関して、それぞれ記載されている資格と「同等と仙台市が認める資格」について、過去に承認した資格名をご教示ください。	仙台市がこれまで同等と認めている資格は以下のとおりです。 【温水プール】 ・公認水泳指導員（団体：（公財）日本水泳連盟、（公財）日本スポーツ協会） ・公認水泳上級指導員（団体：（公財）日本水泳連盟、（公財）日本スポーツ協会） ・公認水泳コーチ（団体：（公財）日本水泳連盟、（公財）日本スポーツ協会） ・公認水泳上級コーチ（団体：（公財）日本水泳連盟、（公財）日本スポーツ協会） ・安全水泳法管理者（団体：（一財）日本スイミングクラブ協会） ・ベーシックライフセーバー又はプールライフガード以上の資格 （団体：（公財）日本ライフセービング協会） 【トレーニング室】 これまで同等と認めている資格はありません。
60	中田温水プール	29	別紙2「指定管理業務等仕様書」 Ⅱ-4および別紙2-6、参考資料6	仙台市が貸与する備品のほか、「必要な物品については指定管理者の負担で調達」するように記載があり、別紙2-6にて示していただきました。これらは指定管理料(経費)から購入されているものであり、残置されるという理解でよろしかったでしょうか。 また、もし指定管理料で購入されているのであれば、参考資料6の支出の項目のうち、どの勘定項目にその費用が計上されていますでしょうか。	別紙2-6に記載している物品は、指定管理者の負担により調達しているものであり、施設に残置されるものではございません。指定管理者が交代した場合における、指定管理者が調達している物品の引継ぎについては、市の所有ではないため、現指定管理者にご相談いただくこととなります。
61	中田温水プール	29	別紙2「指定管理業務等仕様書」 Ⅱ-4	・現指定管理者の調達備品は引継ぎ可能という理解でよろしいでしょうか。また、指定管理料を原資としているリース契約物品については、同じく引継ぎ可能という理解でよろしいでしょうか。 ・現指定管理者のリース物品について、対象備品、リース契約期間、リース料(年額)をお教えください。 ・貴市のリース品の有無をお教えください。有る場合、対象備品、リース期間、金額(年額)をお教えください。収支計画書には見込まないという理解でよろしいでしょうか。	・指定管理者が交代した場合における、指定管理者が調達している物品（リース物品含む）の引継ぎについては、市の所有ではないため、現指定管理者にご相談いただくこととなります。 ・現指定管理者のリース物品の詳細については、現指定管理者の競争的地位を害するおそれがあるため、回答いたしかねます。 ・本市が契約しているリース物品としては、AEDがございます。リース期間は5年間で、金額(年額)は38,676円です。
62	中田温水プール	31	IV-3-(1)および別紙2-7	別紙2-7「仙台市が指定管理者に貸与する物品」に記載されている物品については、使用状況も良く、故障などは見られず、使用に問題ないという理解でよろしいでしょうか。	指定管理者において日常的に保守点検を実施し、故障や不具合の発生防止に努めるとともに、不具合が生じた場合には随時修繕を行っております。現在、市民等の利用に支障を来すような故障等は確認されていません。
63	中田温水プール	31	IV-3-(2)および別紙2-7、参考資料6	別紙2-7「仙台市が指定管理者に貸与する物品」の中に「トレーニング器具」に該当する物品が無いように見受けられます。これは現指定管理者様の方でトレーニング器具はリース契約を実施し、参考資料6に記載の賃借料に計上されているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	中田温水プール	32	別紙2-1「使用受け業務詳細」 I-1 個人使用の場合	(2) 入場券又は回数券裏面への入場時刻の打刻(温水プール) (8) 退場する者から入場券又は回数券を回収し、利用時間を超過している場合には、超過時間に応じて使用料の精算案内(温水プール) (9) 入場者数の把握及び定員管理(入場制限・入場者整理) の記載について、 打刻する機器や入場管理システムはございますでしょうか。ある場合、打刻機器、システムの帰属は貴市でしょうか。	打刻に用いるタイムスタンプについては、本市から指定管理者へ貸与しております。
65	中田温水プール	33	別紙2-2「供用中安全管理・監視業務詳細」 I-1 業務の目的	(1) 利用者間のトラブル防止 (2) 近隣への迷惑回避 について、 周辺が住宅街なので、住民との取り決め等があればお教えください。	徒歩5分程の位置にあるスーパーヤマザワ様にご協力いただいております。駐車場の満車の時は、ヤマザワ様の2階駐車場へ停めていただくよう取り決めております。 また、教室(自主事業)での音量等に配慮し、窓を開けて実施することをお伝えしております。
66	中田温水プール	35	別紙2-2「供用中安全管理・監視業務詳細」 Ⅱ-8 事故等を発見した場合の措置	・AEDについて、別紙2-6、2-7にAEDの記載ございませんが、設置済でしょうか。 ・貴市又は現指定管理者どちらが契約している(リース)備品でしょうか。 ・リースの場合、リース契約の期間・金額(年額)をお教えください。台数もお教えください。	上記No61のとおりです。中田温水プールロビーに1台設置しています。
67	中田温水プール	39	別紙2-4「施設及び設備等の維持保全に関する業務」	「特定建築物定期点検業務」については、指定管理者負担による実施ではなく貴市による負担となり、指定管理者としては実施時に貴市と連携して対応するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	施設名	ページ	項目番号等	質問	回答
68	中田温水プール	39	別紙2-4「施設及び設備等の維持保全に関する業務」	「衛生設備保守点検業務」について、令和4年度から令和7年度までに実施されていますが、今回の募集要項上からは削除されております。今回の公募においては、実施および見込んだ積算は不要という認識でよろしかったでしょうか。また合わせて、削除された理由についてご教示下さい。	別紙2-4「施設及び設備等の維持保全に関する業務」6(3)日常巡回設備点検業務、及び別紙2-4-1「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」6(3)日常巡回設備点検業務に包含しています。削除したのは、並びに記載ある点検業務が、法令に基づくものやメーカー点検であることから、誤解が生じないように削除したものです。
69	中田温水プール	40	別紙2-4-1「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」1 清掃業務	年に1度、プール槽の水抜きをおこない、休館日を定めて清掃をおこなっているかと思いますが、この日時はどのようにして決定されるのかご教示下さい。また、合わせて、実施する期間についてどのように決定されるのかご教示下さい。	年1度のプール水槽の水抜きを伴う休館（R8.9/29～10/3の5日間）は、閑散時期で他市営プールの休館と重複しないように設定しています。
70	中田温水プール	40	別紙2-4-1「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」1-(2)	プール棟を含む窓ガラス定期清掃につきまして、現行の年間実施回数をご教示願います。また、プール棟北側ガラス面外側につきまして、現行における窓ガラス定期清掃実施の有無をご教示願います。	ガラス清掃（清掃業者に委託）は、2回／年実施しています。
71	中田温水プール	40	別紙2-4-1「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」1-(2)	建物の窓ガラス定期清掃の積算を行うにあたり、面積が不明なため、東西南北の縮尺付立面図をご提示願います。	別紙②「71_中田温水プール_東西南北立面図（窓清掃面積）」のとおりです。
72	中田温水プール	40	別紙2-4-1「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」2-(1)④	消防法に基づく防火対象物定期点検につきまして、建物の外観から判断する限りでは、屋外避難階段が設置されていることから、適用対象外である可能性も見受けられます。しかしながら、詳細な建物条件が確認できないため判断できかねますので、現行においては防火対象物定期点検を実施のうえ、所轄消防署へ報告を行っているか、ご教示いただけますでしょうか。	所轄消防署へ報告を行っております。
73	中田温水プール	41	別紙2-4-1「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」3-(5)	現行保守を実施している自動ドアメーカーに確認したところ、現行においてはメーカー推奨の遠隔監視装置を活用した保守を実施しており、保守内容は「年1回の現地点検」と「それ以外の期間は遠隔監視による対応」としているとの回答をいただいております。一方、P39「別紙2-4 施設及び設備等の維持保全に関する業務」では、実施周期が「年2回」と記載されております。現行においてもメーカー推奨の保守内容により適切な維持管理が行われていることから、本業務においても現行の保守内容を継承し、玄関内側自動ドアについては年1回の現地点検を実施し、それ以外の期間は遠隔監視による対応とする運用で差し支えないとの認識でよろしいでしょうか。	メーカー推奨の点検内容は、各部点検、清掃、締付、動作確認（異音の有無含む）となっていることから、年2回現地でメーカー保守点検を行う必要があります。
74	中田温水プール	51	別紙2-4-1「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」3-(18)	貯水槽等清掃保守点検につきまして、膨張水槽は構造上密閉式であり、開放して内部水洗い清掃を行うことができない設備であるため、内部水洗い清掃の対象は貯湯槽のみとし、膨張水槽については清掃対象外との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	中田温水プール	52	別紙2-4-1「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」3-(19)	積算にあたり、誘導支援装置、音響装置及び拡声装置の数量等が不明であり、金額を算出できないことから、各装置の直近の点検報告書又は図面をご提示願います。	別紙③「75_中田温水プール_誘導支援装置、音響装置、拡声装置図」のとおりです。
76	中田温水プール	54	別紙2-4-1「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」3-(21)	積算にあたり、自動火災報知設備、誘導設備、消火設備及びガス漏れ警報設備の数量等が不明であり、金額を算出できないことから、各設備の直近の総合点検報告書又は対象設備の図面をご提示願います。	別紙④「76_中田温水プール_自動火災報知設備、誘導設備、消火設備図」のとおりです。
77	中田温水プール	54	別紙2-4-1「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」4-(2)	ろ過装置他保守点検業務につきまして、仕様書には「消耗部材交換」と記載されておりますが、積算にあたり、ろ材以外に貴市として交換対象として想定されている消耗部材がございましたら、ご教示願います。	ろ材以外に交換を想定している部材はございません。
78	中田温水プール	54～55	別紙2-4-1「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」4-(2)(3)	ろ過装置他保守点検業務及び薬注装置保守点検について、仕様書には「メーカー保守点検」と記載されておりますが、メーカー以外の事業者であっても、当該設備に関する同等の技術力を有し、メーカー推奨の点検基準及び仕様書に定める点検内容を満たすことができる場合は、当該事業者による保守点検の実施でも差し支えないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	施設名	ページ	項目番号等	質問	回答
79	中田温水プール	54～55	別紙2-4-1「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」4-(2)	ろ過機のろ材（ろ過砂）の交換については、本指定管理期間中の積算対象外とし、日常点検、保守点検及び逆流等の維持管理のみを見込むとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	中田温水プール	55	別紙2-4-1「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」4-(2)③	ろ材交換について、募集要項上に記載されているが、この指定管理期間には実施を見込んでおく必要はない、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	中田温水プール	57	別紙2-4-1「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」7 植栽管理業務	・植栽等維持管理業務 ・除雪業務 について、回数は適宜とございますが、現指定期間の年度毎の実施回数及び費用をお教えください。	・植栽維持管理は、指定管理者において、年に2回（6月・8月）実施しております。 ・除雪についても、駐車場内や道路の除雪を指定管理者において適宜（1～2回）実施しております。
82	中田温水プール	58	別紙2-5「配置する人数に関する要件詳細」	・施設の運営に関する業務は受付及びトレーニング室の配置という認識でよろしいでしょうか。記載の時間内での配置時間帯・場所は応募者による提案という理解でよろしいでしょうか。 ・プールは現在の開館時間の場合、平日は20:30までか、それとも20:00までということでしょうか。 ・保守点検日の1名は他施設の受付業務による配置という認識でよろしいでしょうか。	施設の運営に関する業務については、募集要項の別紙2をご確認ください。時間内における配置人数等については、最低基準を満たすようご提案ください。 ・現在の平日の開館時間は21時00分までとなります。 ・保守点検日の1名は、中田温水プールに関する問い合わせを含めた窓口受付業務や保守点検に係る対応業務等を想定しております。
83	中田温水プール	59	別紙2-5-1「中田温水プール利用者数」（令和7年度）	・R3～R6年度の実績もご教示ください。 ・トレーニング室の実績もR3～6年度についてご教示ください。 ・本表は水泳教室と個人利用の合算でしょうか。合算の場合、分けた実績をご教示ください。 ・トレーニング室において、運動教室と個人利用の合算の場合、分けた実績をご教示ください。	・温水プール及びトレーニング室における過年度の利用者実績については別紙⑤のとおりです。 ・別紙2-5-1は個人使用と専用使用（自主事業）の合算となります。その内訳については別紙⑤に記載のとおりです。なお、トレーニング室については、内訳の詳細を持ち合わせておりません。
84	中田温水プール	59～64	別紙2-5-1「中田温水プール利用者数」（令和7年度）	仕様書 別紙 中田温水プール利用者数（令和7年度） プール利用人数の集計記載において、過去年度毎の団体利用数をお示しいただく事は可能でしょうかご教示願います。	基本的に団体利用としての受入れは行っておりず、団体で来場された場合でも個人利用として利用券を購入いただく運用としているため、団体利用人数の集計は行っておりません。
85	中田温水プール	65	別紙2-6「利用者サービスのため指定管理者が調達している物品詳細」	・下足ロッカーとは扉が付いた靴箱でしょうか。 ・更衣ロッカーとは更衣室にあるロッカーでしょうか。①何人用が何個設置されているか、 ②①が男女それぞれ何個あるか内訳を教えてください。 ・バーコードリーダーやクレピコは現指定管理者の管理方法であるため、別の方法で管理も可能という理解でよろしいでしょうか。	・下足ロッカーは、扉付きが126個、扉の無い下足箱が224個ございます。 ・更衣ロッカーは、更衣室内にあるロッカー(1人用)で、男子No1～172、女子No1～168となっております。 ・バーコードリーダー等による管理については、お見込みのとおりです。
86	中田温水プール	65～67	別紙2-6および別紙2-7	別紙2-7「仙台市が指定管理者に貸与する物品」に記載のNo. 28～No. 31の更衣ロッカーについて、男女更衣室および車いす更衣室のそれぞれにどのように割り振って設置されているか、それぞれの更衣室のロッカー数と合わせて、ご教示ください。 また、別紙2-6「指定管理者が調達している物品」に記載の更衣ロッカーの詳細（貴重品保管サイズもしくは通常に荷物入れサイズか、1台で何名分利用できる仕様になっているか等）についてもご教示ください。	1階職員用更衣室に4台、事務所内更衣室に2台、2階トレーニング室に1台設置しています。 指定管理者が調達している更衣ロッカーは、貴重品の他、通常荷物入れサイズで1名利用の仕様です。
87	中田温水プール	67	別紙2-7「仙台市が指定管理者に貸与する物品」	No. 117AED収納ケース・スタンドセットには、AED本体は含まれている、という認識でよろしいでしょうか。もしくは含まれていない場合は指定管理者が調達する物品であるという認識でよろしいでしょうか。	「AED本体」は「収納ケース及びスタンドセット」に含まれています。
88	中田温水プール	67	別紙2-7「仙台市が指定管理者に貸与する物品」	・N028～31 更衣ロッカーは職員用等のもので、利用者用ではないという理解でよろしいでしょうか。 ・本別紙に記載の備品で老朽化や回復不能の備品が発生した場合の更新は貴市にて実施という理解でよろしいでしょうか。	・職員用の更衣ロッカーとして使用しております。 ・備品(50,000円以上の物品)の更新は本市にて実施しております。 ※50,000円未満の物品は消耗品扱いとなりますので、原則、指定管理者の負担による更新となります。

No.	施設名	ページ	項目番号等	質問	回答
89	中田温水プール	69	別紙2-8「その他の留意事項」	「①中田温水プールの駐車場に不足が生じる場合は、近隣に一定台数の駐車可能箇所を確保すること」と記載がございますが、引継ぎを想定し、現指定管理者が借りている条件(台数・期間・費用などの契約内容)を教えてください。	徒歩5分程の位置にあるスーパーヤマザワ様にご協力いただいております、駐車場が満車の時は、ヤマザワ様の2階駐車場へ停めていただくよう取り決めております。なお、駐車場の使用に関して、費用は発生しておりません。
90	中田温水プール	69	別紙2-8「その他の留意事項」	仕様書 別紙 その他の留意事項 駐車場が不足が生じる場合は、近隣に一定台数の駐車可能箇所を確保すると記載がございますが、具体的な台数及び駐車場契約等に関しての基準がございましたら、ご教示願います。	本市で定めている具体的な基準はございません。
91	中田温水プール	-	参考資料3および参考資料6	参考資料3および参考資料6に関して、税込表記、税抜表記のどちらになりますでしょうか。また、光熱水費の実績値が参考資料3と参考資料6で異なっている点についてご教示下さい。	参考資料3及び6は税込表記となります。 なお、参考資料3は検針票ベースの金額であり、参考資料6は支払実績ベース及び未払費用を含めた金額となります。
92	中田温水プール	-	参考資料4および参考資料6	参考資料4に関して、税込表記、税抜表記のどちらになりますでしょうか。また、修繕費の実績値が参考資料4と参考資料6で異なっている点についてご教示下さい。	参考資料4及び6は税込表記となります。 参考資料4には本市と協議のうえ実施した指定管理者の負担によらない修繕が含まれているため、金額に差異が生じております。
93	中田温水プール	-	参考資料5「委託業務（設備点検等）実績」	・参考資料6「指定管理業務等の収支」（中田温水プール）に記載の委託費の実績と金額が異なりますが、どちらが正しいでしょうか。差異の理由があればご教示ください。 ・金額が空欄の業務は、本来実施すべきところ何らかの事情で実施していないという理解でよろしいでしょうか。仕様に記載の実施すべき業務は収支計画には見込むという認識でよろしいでしょうか。	・令和5年度分の委託費については、参考資料5の金額が正しい値となりますので、こちらを参考にさせていただきようお願いいたします。 ・空欄となっている支出（令和7年度）の自主事業の交通費及び租税公課は0円となります。なお、仕様に記載している業務については収支計画に計上してください。
94	中田温水プール	-	参考資料5および参考資料6	参考資料5に関して、税込表記、税抜表記のどちらになりますでしょうか。また、委託業務（設備点検等）の実績値が参考資料5と参考資料6で異なっている点についてご教示下さい。	・参考資料5及び6は税込表記となります。 ・令和5年度分の委託費については、参考資料5の金額が正しい値となりますので、こちらを参考にさせていただきようお願いいたします。
95	中田温水プール	-	参考資料5「委託業務（設備点検等）実績」	令和6年度及び令和7年度に植栽管理費用の記載がありませんが、実施なしと解釈して宜しいでしょうか。また実施していない場合、その理由についてご教示願います。	令和6年度は大規模改修工事期間中につき実施しておりません。なお、令和7年度は指定管理者において年2回実施しております。
96	中田温水プール	-	参考資料6	参考資料6に関して、税込表記、税抜表記のどちらになりますでしょうか。また、収入の勘定項目、「JV負担金」とはどういった性質の項目でしょうか。具体例とともにご教示ください。支出の「負担金」とはどういった性質の項目でしょうか。具体例とともにご教示下さい。	参考資料6は税込表記となります。 また、JV負担金は、単年度の収支決算が赤字の場合に、同額を現指定管理者の構成企業が負担したものです。負担金は、常駐職員ではない従業員(本部・近隣事業所)による業務応援等で発生した費用となります。
97	中田温水プール	-	参考資料6「指定管理業務等の収支」	以下についてご教示ください。 ・その他収入の内容・金額内訳 ・通信運搬費がR7が他の年度より低い理由 ・消耗品費R4年度が他の年度より高い理由 ・印刷製本費R6年度が他の年度より高い理由 ・賃借料の内容・金額内訳 ・保険料R7年度が利用者数が増えている中、過年度より減っている理由 ・租税公課の内容、R7年度が0円の理由 ・自主事業のR7年度が原材料費が他の年度より高い理由	・その他収入：事業所税の還付 ※なお、令和7年度のその他収入と派生業務の金額が逆になっておりました。正しくは、その他収入が135,188円、派生業務収入が79,300円となります。失礼いたしました。 ・通信運搬費：発送物の減少 ・消耗品費：初年度運営に係る物品の購入 ・印刷製本費：リニューアルオープンに伴う館内パンフレット等作成 ・賃借料：備品レンタル料、リース料となります。内訳は指定管理のノウハウに係る部分となるため回答いたしかねます。 ・保険料：契約内容の変更に伴う減額 ・租税公課：記載する内容が無かったため（事業所税、印紙税等） ・原材料費：物販仕入れの増加
98	中田温水プール	-		指定管理者が管理する範囲を敷地図に赤線などでお示しをお願い致します。	別紙⑥「98_中田温水プール_管理範囲図」のとおりです。

※頂いた質問のうち全施設に共通する内容については、施設名を共通と変更して回答を掲載しております。